

判決年月日	平成２０年５月２９日	担当部	知的財産高等裁判所　第３部
事 件 番 号	平成19年(ネ)10037号		
○　「ガラス多孔体及びその製造方法」の発明について、被控訴人を発明者と認定してその発明者名誉権、名誉権及び名誉感情の侵害を理由とする損害賠償請求を一部認容した原判決を、被控訴人は管理者として一般的な助言・指導を与えたにすぎず、発明者と認めることはできないとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法2条1項, 29条1項柱書

判 決 要 旨

被控訴人は、企業と大学との間の共同研究契約に基づく研究の過程で発明をしたところ、控訴人が、当該企業及び原告に無断で自らを発明者として第三者に特許を受ける権利を譲渡し、当該第三者に特許出願（出願に係る発明を「本願発明」という。）させ、また、本願発明が自己の研究成果であるかのように偽って文部科学省に助成金の交付申請をしたなどと主張して、これらの行為が被控訴人の発明者名誉権、名誉権及び名誉感情を侵害するものであるとして損害賠償を請求した。

原判決は、被控訴人が本願発明の発明者であると認定した上で、その請求を一部認容した。

本判決は、発明者の認定につき次のとおり判示した。その上で、本願発明の内容等を検討し、被控訴人は、本願発明に至るまでの過程において、研究生から実験結果の報告を受けていたにとどまり、本願発明の有用性を見出したり、当業者が反復実施して技術効果を挙げる程度に具体的・客観的な構成を得ることに寄与したことはなく、当該研究生に対し管理者として一般的な助言・指導を与えたにすぎないと認定した。その結果、被控訴人を本願発明の発明者であると認めることはできないとして、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。

① 特許法2条1項, 29条1項柱書及び発明の完成に関する最高裁第一小法廷昭和52年10月13日判決によれば、発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指す。

② ある発明について、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータを取りまとめた者又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない。

③ 発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要なわけではなく、共同で関与することでも足りるが、複数の者が共同発明者となるためには、課題を

解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する。